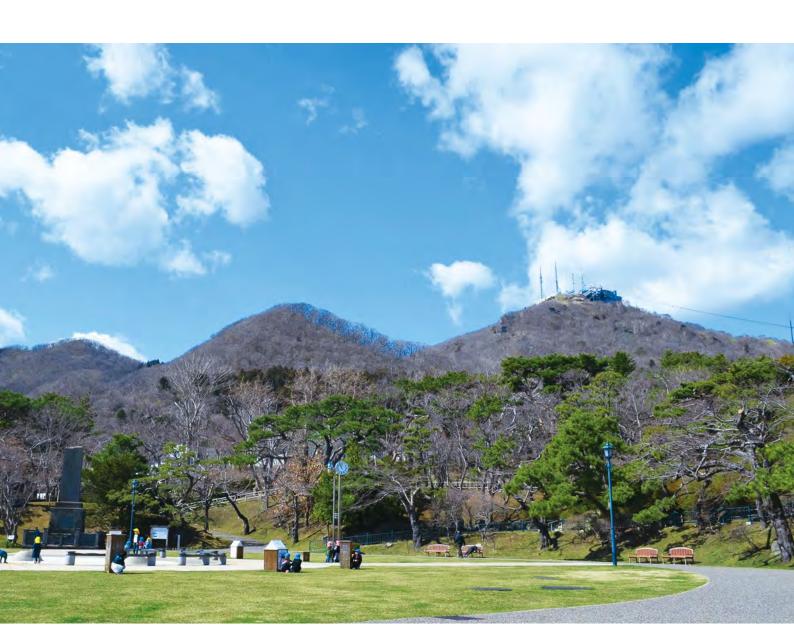








2020 4 No.437



CONTENTS

巻頭特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ "資金繰り""設備投資・販路開拓"

"経営環境の整備"支援策について

会員NOW	P 6
税改正のポイント	P 7
会議所のうごき	P 8



北海道・北東北の 縄文遺跡群を 世界遺産に



講演会や会議、イベント、各種パーティ等様々なシーンにお使いいただける バリエーション豊かな会場とお料理をご用意しております。 是非一度ご相談下さい。

ご予約お問合せ 0138-23-6161 (宴会営業部直通)

















4月号

(通巻437号)

■今月の表紙

「春の陽気を感じる函館公園」

表紙は、4月に入り春の陽気を感じ始めた函館公園の 様子を撮影した一葉です。

函館公園は明治12年に開設され、国登録文化財の登録記念物にも指定されています。

公園内には、小さな遊園地や動物の飼育施設があり、春には桜、秋は紅葉が彩ります。また、夏は噴水広場で水遊びをする家族連れの姿があり、函館市民や観光客の憩いの場として親しまれています。



CONTENTS

2 特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ "資金繰り""設備投資・販路開拓" "経営環境の整備"支援策について

6 会員 NOW

● 浄化をテーマに先進的な商品を皆さまに: 合同会社コンフォート

7 税改正のポイント

8 会議所のうごき

- ●新型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援に関する緊急中央要望
- 高速交通体系促進委員会 正副委員長会議
- 中心市街地活性化委員会 正副委員長会議
- ●国際化促進委員会 観光・飲食・サービス部会 合同会議
- ●箱館五稜郭祭開催可否決議に係る緊急会議
- 議員の異動

10 ご案内

- ●商工会議所・商工会運営の商取引支援サイト ザ・ビジネス モールのご利用のご案内
- 新型コロナ経済対策掲示板『緊急在庫処分SOS!』掲載企業募集のご案内
- ●雇用保険料の納付の対象者変更について
- ●生命共済のご案内
- ●はこだて検定 テキスト・過去問題集の販売のご案内
- G S 1 事業所コード (JANコード) 新規登録・更新手続きの受付業務終了のお知らせ
- ●新入会員募集中

14 中小企業相談所だより

- ●マル経融資
- ●小規模企業共済制度
- ●個別専門相談日程

16 新連載コラム トレンド通信

●オンリーワンまで振り切ってとがらせる勇気を

広告掲載企業

㈱函館国際ホテル	表紙裏
あいおいニッセイ同和損保	裏表紙裏
ホンダカーズ南北海道㈱	裏表紙
(業)英知国際特許事務所	段下
函館空港ビルデング㈱	段下
(株)プロテック	段下
新日本法規出版	段下
倒中小企業基盤整備機構北海道本部	段下
龍文堂印刷㈱	段下
北海道国際交流センター	折込
(有)ステージ・カンパニー	折込
大和ハウス工業㈱北海道支社	折込
新型コロナウイルス対策融資 利子補給制度	折込
GS1事業者コード新規登録・更新手続きについて	折込
各種検定試験パンフレット	折込



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ

"資金繰り" "設備投資・販路開拓" "経営環境の整備" 支援策について

※4月1日現在の情報です。詳細は経済産業省HPをご覧ください。

本所では、新型コロナウイルス関連の融資等の手続きのほか、本所独自の制度として会員企業を対象に、各制度融資の利子1%を補助する利子補給制度の実施(詳細は、折込チラシをご覧ください)、経営相談窓口の設置を行っています。

今回特集では、新型コロナウイルスにより経営活動に影響のある事業所を対象とした、助成金制度と融資制度について、国税と保険料納付の猶予制度についてご紹介します。ぜひご活用ください。

1 助成金について

1-1 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは?

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【助成内容】

【助 成 率】中小企業 4/5

大企業2/3

→解雇等を行わない場合は

中小企業 9/10 大 企 業 3/4

【支給限度日数】 4月1

4月1日~6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利

用可能

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。
- ②生産指標(売上高等)の確認を10%減少から5%に緩和。
- ③雇用指標(最近3か月の平均値)を撤廃。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5
- (解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10) に引上げ。
- ⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象。
- ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、 ア前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。 イ支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。
- ※上記の拡充にあわせて短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行います。また、教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じます。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。 ※特例措置②については、休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日までの場合に適用。 ※特例措置⑤・⑥については、令和2年4月1日から6月30日までの間に実施した休業について適用。

詳細は

厚生労働省 雇用調整補助金



1-2 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

- ①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主
- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども ※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇

※対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定です。 ※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

詳細は

新型コロナ 休暇支援



1-3 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができ なくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【一定の要件】

- ■個人で就業する予定であった場合
- ■業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】就業できなかった日について、 1日当たり4, 100円 (定額)

【適用日】令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

資金繰り支援内容について

2-1 無利子・無担保融資

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

【生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付】

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受 け業況が悪化した生活衛生関係営業を営む方に対し、融資枠別枠の制 度を創設。担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで 0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度 適用開始。

【融資対象】

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響 を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当 する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれ かと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。) の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金(振興計画認定組合の組合員の方) 設備資金 (振興計画認定組合の組合員以外の方)

【担 保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】5年以内

【融資限度額(別枠)】6,00万円

【金

利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.36%→0.46%(利下げ限度額:3,000万円) ※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資 の金利引下げ」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で 3,000万円となります。

※令和2年3月2日時点、担保の有無にかかわらず利率は一律 ※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合

も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【特別利子補給制度】

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロ ナウイルス感染症特別貸付」により借入を行っ た中小企業者等のうち、売上高が急減した事 業者などに対して、利子補給を行うことで資金 繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きにつ いては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表 予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸 付」により借入を行った中小企業者のうち、以 下の要件を満たす方

①個人事業主(小規模に限る):要件なし

②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

③中小企業者 (上記①②を除く事業者)

: 売上高▲20%減少

※小規模要件

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ·期間:借入後当初3年間
- ·補給対象上限:3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借 入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には 本制度の遡及適用が可能です。

2-2 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは?

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活 衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪 化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及 び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円

(旅館業は別枠3,000万円)

利】基準金利:1.91% 【金

> ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の 組合員の方については、基準金利-0.9% ※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

2-3 マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)※詳細については、折込チラシをご覧ください。

2-4 セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは?

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、 その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金 利】基準金利:中小事業1.11%、国民事業1.91% ※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

2-5 セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは?

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

【セーフティネット保証4号】

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

【セーフティネット保証5号】

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

【4号の対象地域及び5号の対象業種は?】

◆SN4号:3月2日に全都道府県を対象に指定しました。 3月23日に、令和2年度第1四半期分の対象業種を公表しました。これまで追加指定してきた業種も含めて587業種が指定対象となります。

【ご利用手続の流れ(4号・5号)】

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます(事前相談も可)。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

3 生産性革命推進事業について

生産性革命推進事業(令和元年度補正予算3,600億円)において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、 サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入 に取り組む事業者を優先的に支援します。

影響を受ける事業者への特例措置

①優先的な支援

ものづくり・商業・サービス補助、持続化補助、IT導入補助の採択審査において加点措置。

②申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予。

③遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に。

(1) ものづくり・商業・サービス補助 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【基本情報】

対 象:中小企業・小規模事業者等

補助上限:原則1,000万円

補 助 率:中小1/2 小規模2/3

【今後のスケジュール】

※1次締切は終了しましたが継続して、令和2年度内には令和2年5月(2次)、8月(3次)、11月(4次)、令和3年2月(5次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(予定は変更する場合がございます。)

【想定される活用例】

- 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- •中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

(2) 持続化補助 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。3月10日より公募開始。

【基本情報】

対 象:小規模事業者等

補助額:~50万円

補助率:2/3

【今後のスケジュール】

※1次締切は終了しましたが継続して、令和2年度内には令和2年6月(2次)、 10月(3次)、2月(4次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、 採択発表を行います。(予定は変更する場合がございます。)

【想定される活用例】

- 小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモ デル転換を図る
- •旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③ | **T導入補助** 事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。3月13日より公募開始。

【基本情報】

対 象:中小企業・小規模事業者等

補助上限:30~450万円

補 助 率:1/2

【今後のスケジュール】

※1次締切は終了しましたが継続して、令和2年度内には、令和2年6月、9月、 12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行いま す。(制度内容、予定は変更する場合がございます。)

【想定される活用例】

・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する ※加点には、在宅勤務制度(テレワークツール)の導入に取り組むことが必要

国税と保険料の納付が困難な事業所への免除および猶予制度等について

※下記のほか、電気・ガスの支払や税務申告、地方税などの支払い期日の猶予制度もあります。詳細は国税庁HPにてご確認ください。

■厚生年金保険料等の猶予制度

1. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事 務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

①財産について災害を受け、または盗難にあったこと ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと

③事業を廃止し、または休止したこと

④事業について著しい損失を受けたこと

2. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該 当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶 予が認められる場合があります。

■国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することに より、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることが あります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄し た場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費 や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に 関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、 受けた損失額に相当する金額



会員NOW

テーマ 浄化をテーマに先進的な商品を皆さまに

合同会社コンフォート

代表社員 佐藤 美子

合同会社コンフォート

当社は、2011年3月11日の東日本大震災で被災された地域の現状を見た際、厳しい状況の中でも活躍できるような商品を提供したいという想いから設立しました。

はじめに取り組んだのは、災害や天候による被害を受けにくい、水耕栽培の植物の育成を補助する「オガールK」という養液です。今までの水耕栽培は、化学肥料が主でしたが身体にやさしい有機肥料を開発しました。現在は、植物のエチレンを分解する鮮度保持剤「ギガフレッシュ」とともに、商品化を目指しています。

本当の安心・安全を目指して

現在新たに、除菌・消臭ができ、衣服についた菌や花粉も分解できる「エアクローバー(エアバスター)」という商品を取り扱っています。オゾンによる除菌・消臭が特徴で、その場の空気だけでなく、菌や臭いの元が付着した衣類、手すり等まで除菌することが可能な機器です。

本体は1.1kgと軽量で、6畳から50畳まで使用でき、 東京消防庁の救急車全台に導入され、今年1月には 大手野球球団3件に同機器が設置、3月には甲子園 球場にも17台導入されました。



現在は、スポーツ新聞等に掲載された反響が大きかったため、納品には1か月ほどかかる予定です。

函館市内の飲食店や宿泊施設、医療施設、学校など、 人が多く集まる施設での利用が可能で「老人ホーム など、ご老人が集まる場所での不安」「幼稚園や学校 など、子どもが集まる場所へ送り出す不安」「医療の 現場で働く人たちへの感染の不安」といった場面で使っ てほしい商品です。

マスクや手洗い・うがいといった予防はもちろん大 切ですが、当社はそれに加えて、不安の原因を取り除 くことで、本当の安心に繋がるだろうと考えています。

社員が効果を実感した商品を提供

当社では、自信をもってご提供することができる商品のみを取り扱うよう心がけており、現在販売中の、オゾン脱臭器・ナノバブル水素水生成器・ハイブリッドマッサージャーを取り扱う際、社員が職場や自宅で実際に体験し、その後、フィードバックをもとに検討したうえで販売に至りました。



今後の取り組み

地震や台風、感染症といった緊急事態が起きてから対処する、では遅いと感じています。現在取り扱っている商品を含め、社員全員が先見の明を常に持ち続け"浄化"をテーマに商品の開発・発見をしていきたいと思います。

合同会社 コンフォート

住所 函館市富岡町3丁目32-21 TEL 070-5066-8281 090-8634-4623

FAX 0138-52-1602

税改正のポイント

1 青色申告特別控除額·基礎控除額変更 のポイント!

- •1〇万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまで同様となります。
- ・改正2の適用を受けるための要件等は

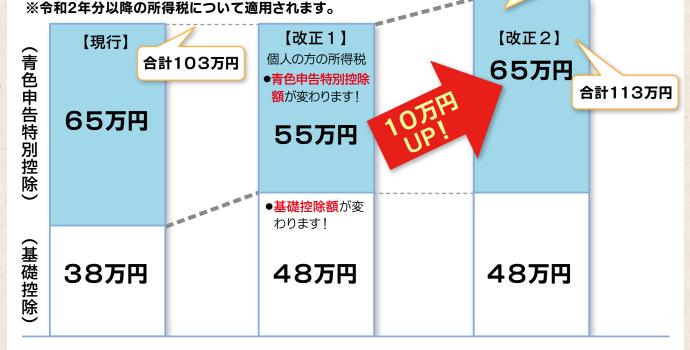
本所経営支援課まで(0138-23-1181)

本所能呂又抜誄まで (U I 38

「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

● e-Tax による申告(電子申告)又 は**電子帳簿保存**を行うと、

引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます!



2 令和2年度分中小企業・小規模事業者関係 税制改正のポイント!

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

- ・中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置です。
- 中小企業者等における『償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減』『少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上』を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長します。

中小法人の交際費課税の特例措置の延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされていますが、特例として、中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能となります。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、 本税制措置の適用期限を2年間延長します。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆる M&A により経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要です。

認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・ 不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用 期限を2年間延長します。



会議所のうごき

新型コロナウイルス感染症対策における 中小企業支援に関する緊急中央要望

去る3月23日、本所久保会頭、姉妹盟約を結ぶ 鹿児島商工会議所岩崎会頭他南九州2県(熊本・宮 崎県)の役員ら計5名が東京の関係官庁を訪れ、新 型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援 に関する緊急中央要望を実施しました。

当日は、衆議院第1議員会館にて、自由民主党 森山裕 国会対策委員長、岸田文雄 政務調査会長、 二階俊博 幹事長、西村康稔 経済再生担当大臣・新 型コロナウイルス感染症対策担当大臣に対し、資金 繰り支援の迅速かつ確実な実行をはじめとする当面 の危機回避のための緊急対策や、地方経済の回復に 向けた各種支援策の検討・実施等、右記6項目を要 請しました。

【当面の危機回避のための緊急対策について】

- 1. 国税・地方税・社会保険料等の申告・納付期限 の延長
- 2. 「働き方改革関連法」の一部施行延期
- 3. 財務大臣による金融機関への要請事項の確実な 実行とモラトリアム制度の導入
- 4. 資金繰り支援(セーフティネット機能の強化) の迅速かつ確実な実行

【地方経済の回復に向けた各種支援策の検討・実施について】

- 1. 日本経済立て直しに向けた長期的・総合的な経済対策の実施
- 2. 税制をはじめとする企業負担の軽減措置

高速交通体系促進委員会 正副委員長会議

去る3月13日、本所会議室において、標記委員 会正副委員長会議を境担当副会頭、斉藤委員長、岩 塚副委員長が出席し開催しました。

当日は、本委員会に関連する令和2年度事業計画 案や、地域の高速交通体系に関する動向等について 事務局より説明を行った後、今後の委員会運営につ いて協議を行いました。

その結果、来年度開通予定の新外環状道路の現場 視察会、商業施設やターミナルの拡充を計画してい る函館空港や新幹線など事業主体者を招いての事業 計画説明会を開催していくこととしました。



▲委員会運営について協議する様子

中心市街地活性化委員会 正副委員長会議

去る3月13日、本所議員室において、標記委員 会正副委員長会議を境担当副会頭、二本柳委員長、 立田副委員長が出席し開催しました。

当日は、今後の委員会運営について協議を行い、

最初に事務局よりこれまでの中心市街地等の活性化に関する動向説明ののち、出席者による意見が交わされました。今後は、新型コロナウイルスの状況を踏まえつつ、先進地域の視察や調査など、中心市街地活性化のための研究・検討をしていくことが決定されました。

国際化促進委員会 観光·飲食·サービス部会 合同会議

去る3月23日、本所会議室において、標記合同会議を中野副会頭、国際化促進委員会中山委員長、観光・飲食・サービス部会 竹村部会長はじめ9名が出席し開催しました。

当日は、何フェイスアップ 代表取締役 飯野 智子氏より「地域の既存資源を国内外のお客様受け入れに活かすために~MICEの活用~」について説明頂き、MICE推進を地域活性化に繋げるには、地域が目標を共有し、ユニークベニュー*1を活用すると共に、ブレジャー*2を取り入れていくことが重要であると述べられました。

意見交換では出席者より「既存の観光資源やユニークベニュー、観光おもてなし等の函館が持つ魅力を再整理し、発信すべきではないだろうか」、「市内宿泊施設に対し、英語での情報開示等、国外

からのコンベンション誘致を見据えた情報発信を行 うよう啓蒙すべきではないだろうか」等の意見が出 されました。

※1 ユニークベニュー

歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場 ※ 2 ブレジャー

出張先でレジャーを楽しむこと(business (仕事)とleisure(余暇・休息)の合成語)



▲ MICE における観光資源の活用について説明する飯野 氏

箱館五稜郭祭開催可否決議に 係る緊急会議

「第51回箱館五稜郭祭」規模縮小で「碑前祭」のみ開催 去る3月24日、本所議員室において、標記緊急 会議を箱館五稜郭祭協賛会久保会長(本所会頭)は じめ、箱館五稜郭祭実行委員会橋本実行委員長、 (一社)函館国際観光コンベンション協会渡邉会長、 函館市観光部柳谷部長のほか5名が出席し開催しま した。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、来る5月16・17日開催予定の「第51回箱館五稜郭祭」の開催可否について協議しました。

協議の結果、全国的な新型コロナウイルス感染の

拡大傾向に加え、政府より、イベントや会合等の中止や延期対応を要請さていることを受け、感染拡大の防止と参加者の安全を最優先に考慮し、規模を縮小し、5月16日(土)「碑前祭」のみを開催することが決議されました。



▲開会にあたり挨拶する協賛会久保会長

議員の異動

議員の職務を行う者の変更

・3号議員 ㈱北洋銀行函館中央支店

(新)常務執行役員函館中央支店兼末広町支店長 山田 明氏(旧)常務執行役員函館中央支店兼末広町支店長 野際 斉氏(令和2年4月1日付)

議員の事業所名の変更

・3 号議員 函館 支店 長 樫原 一朗 氏 (新)北海道電力ネットワーク(株) (旧)北海道電力(株)送配電カンパニー

・1 号議員 エ 場 長 黒川 吉伸氏 (新) N C アグロ函館㈱ (旧) 北海道サンアグロ㈱

(令和2年4月1日付)

議員の職務の変更

(令和2年4月1日付)

日本全国の企業をつなぐ 商工会議所・商工会運営の商取引支援サイト ザ・ビジネスモールのご利用のご案内

企業間の取引を支援するため全国の商工会議所が連携し運営している日本最大の企業データベースを基盤に、 ビジネスに役立つ幅広いサービスを展開しています。貴社のビジネスの活性化や業務の効率化に是非ご利用 ください。

なお、本サービスは商工会議所会員限定となっています。ユーザー登録は無料です。

現在、新型コロナウィルス関連により経済的に打撃を受けている中小企業の販路開拓を支援するために「BM SOSモール」が開設されています。

開設期間:2020年3月11日(水)~2020年5月31日(日)(予定)

詳細については、下記HPからご覧ください。

ザ・ビジネスモールサイト http://www.b-mall.ne.jp/

お問い合わせ先:本所 企画情報課 TEL:0138-23-1181

札幌商工会議所

新型コロナ経済対策掲示板 『緊急在庫処分SOS!』掲載企業募集のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、北海道では緊急事態宣言が発令される等、各業界で多大なる影響が出ております。

食品業界では、イベント中止等による過剰在庫や、休校による学校給食の停止、飲食店の来店客数の減少による食品ロスの問題が、メディアにも多く取り上げられ、迅速な対応が求められていることと存じます。

そこで、札幌商工会議所では、道内食品関連企業が抱える過剰在庫の解消・販売促進の支援を目的に、在庫処分にお困りの企業・店舗の情報や商品を公開し、購入希望の一般消費者や業者へ広く周知を行うための"特設掲示板"を、当所ホームページ上に開設いたします。

掲載料は無料となっており、函館からでも申し込みが可能です!

新型コロナ経済対策掲示板『緊急在庫処分SOS!』は、こちらからご覧ください。

⇒ https://sos.sapporo-cci.or.jp/sos-1.html

■掲載費用:無料

■掲 載 内 容:(1) 販売対象(一般消費者用 or 業務用)

(3) 過剰在庫の主な商品

(5) 問合せ先

(7) 説明文(100文字以内)

(2) 企業(店舗)名

(4) 販売方法(店舗販売、ネット販売、電話注文)

(6) URL(企業HPや通販サイトなど)

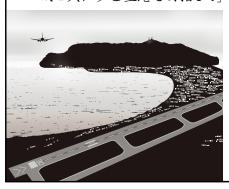
(8) 画像1枚(店舗外観や過剰商品の画像など)

■申 込 方 法:下記URLの入力フォームからお申し込み頂けます。

⇒ https://www.sapporo-cci.or.jp/web/business/details/sos.html

※お申込みを頂き次第、情報を随時掲載いたします。

「地域と共に歩む空港を目指して」







ハコダケホール (多目的ホール)

画館空港での「お食事・おみやげ」は





新と食 HAKO TO TATE

土産ものや「函と館

函館空港ビルデング株式会社

代表取締役社長 水島 良治 〒042-0952 北海道函館市高松町 511番地函館空港内 TEL0138-57-8881(代表) FAX0138-57-8088

雇用保険被保険者を雇用する事業主 のみなさまへ 雇 用 保 険 被 保 険 者

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者に ついて雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者[※]についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

(※)保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。 御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。



厚生労働省

会員事業所のみなさまへ

生命共済



入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金 特約付 定期保険(団体型)

- +函館商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)
- *記事の内容は生命共済制度の一部を記載したものです。 ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書等 (契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

[お問合せ先]

本所 企画情報課

〒040-0063 函館市若松町7-15 TEL 0138-23-1181 FAX 0138-27-2111

福利厚生制度にご活用いただけます

^{業務上・業務外を問わず} **24時間保障**

1年更新で医師の 診査なし

剰余金があれば配当金も!

商工会議所独自の **給付制度も!**

6大生活習慣病入院一時金 ガン入院一時金・ガン先進医療一時金

健康増進に役立つ付帯サービスも



健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

[引受保険会社]

アクサ生命保険株式会社

函館営業所

生命共済制度 キャンペーン実施中

より良い未来を創造していく それがプロテックの使命





株式会社プロテック

http://www.protech2004.jp

【本 社】北斗市追分3丁目6番9号 TEL(0138)49-4550 FAX(0138)49-4577



函館歴史文化観光検定(はこだて検定)

キストブック(第7版)過去間

函館商工会議所にて販売中!

公式テキストブック(第7版)

~知れば知るほど、この街が好き。~ 函館の歴史と魅力がわかる入門書

(B5版207頁) **2,200**円(税込)

※函館商工会議所の窓口・市内大型書店で販売

過去問題集

過去(第7回から第14回)の試験問題と模範解答を収録しています。

初級・上級 各550円(税込)

※函館商工会議所の窓口のみの販売



函館歴史文化観光検定(はこだて検定)とは...

はこだて検定は、函館の街に関する歴史・文化・産業・地理・人々の暮らしなどの学習を通じて、街への 愛着や誇りを再認識していただき、函館の魅力を観光客や全国の方々へおもてなしの心を持って紹介できる 人材を育成することを目指して実施しています。

「知識を仕事に活かしたい」とお考えの観光産業従事者の方や「我こそは函館通」という好奇心旺盛な方 に最適です。

過去問題

初級

函館弁は「濁り」と「語尾の強さ」が特徴とされて いる。今も使われることのある「ベシ」の意味として、 正しいものはどれか。例:「話し合うベシ」

- 1. 確認(話し合ったのか?)
- 2. 勧誘(話し合いをしよう)
- 3. 当然(話し合ったはずだ・話し合うはずだ)
- 4. 命令(ちゃんと話し合え)

答え:2

上級

次のうち、函館市民憲章の本文として正しいのはどれか

- 1. 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 2. 健康で働く函館市民、のびゆくまち
- 3. 歴史を誇る函館市民、はぐくむまち
- 4. 自然に生きる函館市民、きれいなまち

答え:1

事業主の実務知識をQ&A方式でわかりやすく解説!!

営実務の

会社経営の実務知識を集大成











など企業運営のポイントをわかりやすく解説していますので、 幅広くご利用いただける内容になっています。

編集

会社経営実務研究会

加除式・B5判・全1巻・総頁1.810頁 本体価格11,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。





新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 **E-mail** eigyo@sn-hoki.co.jp

ホームページ http://www.sn-hoki.co.jp

新日本法規 Web で 検索

GS1事業所コード(JANコード) <u>新規登録・更新手続きの受付業務終了</u>のお知らせ

2020年3月末をもって、**商工会議所・商工会でのGS1事業者コードの申請** 受付業務が終了となりました。

つきましては、今後の申請・お問い合わせは、GS1Japan(一般社団法人 流通システム開発センター)へ行うようお願いします。

なお、申請方法等の詳細については本誌折込チラシをご確認ください。



お問い合わせ先:GS1 Japan TEL:03-5414-8511 (http://www.dsri.jp/pan/)

新入会員様のご紹介をお願いいたします

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。

皆様にはぜひ会員に加入いただき様々な声を寄せていただくとともに、また各種の会員サービスを経営にお役立ていただきながら商工会議所会員として活発に事業展開されることを願っています。 つきましては、会員企業の皆様におかれましても、お知り合い、関係先の事務所を是非ご推薦、ご紹介賜りますようお願いいたします。



入会

資格

個人、法人、規模、業種を問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。さらに、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・士業サービス業等の方もご加入することができます。

お問い合わせ先 企画情報課 0138-23-1181

中小企業経営区関するご相談は 中小機構 函館オフィスへ!

さまざまな課題解決のためのワンストップサービス拠点です!

専門家による無料経営相談実施中!毎月第2金曜日



まずはお気軽に お問合せください。

中小企業基盤整備機構函館オフィス

〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル2F TEL 0138(24)6600 詳細はインターネットで中小 北海道 検索

対フィス 函館駅前 郵便局● ★

リソル函館



駅前ビル

● 函館駅

● キラリス
函館

中小企業基盤整備機構 北海道本部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE札幌ビル6F TEL 011(210)7470 金

経営改善

法 務

新規創業

取引照会

情報化

などでお悩みはございませんか? どんなことでもお気軽にご相談ください

務

中小企業相談所だより

がんばる経営、応援します!

マル経融資 2,000万円

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者をバックアップするため、本 所が日本政策金融公庫に推薦し、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。

金

1.21% (令和2年4月1日現在)

返済期間

運転 7 年(うち据置1年) 設備 1 0年(うち据置2年)



ご利用にあたっては右記の条件 を満たしていることが必要です。 従業員20人以下 (但し商業・サービス業 は5人以下)

事業実績が1年以上あ り、函館市内に事業所の

期限の到来した納税を 完了されている方

会議所スタッフ(経営指導員)が決算書などを基に融資相談を行い、審査に向けた推薦書を作成 いたします。

融資実行まで日数がかかりますので、お申込みは余裕を持ってお早めにお願いいたします。

新型コロナウイルス対策マル経

融資対象者

一般マル経融資ご利用条件に加え、最近1か月の売上高が前年又は前々年同 期と比較して5%以上減少した内容を明らかにする資料を提出できる事業者

融資限度額

一般マル経融資とは別に1.000万円

金 利 当初3年間は基準金利(1.21%)-0.9%(令和2年4月1日現在) ※基準金利は毎月更新

返済期間

運転資金7年(うち据置期間3年以内) 設備資金10年(うち据置期間4年以内)

まずは本所 < Tel 23-1181 > あて「マルケイの件で」とお電話ください。

小規模企業共済制度

経営者の退職金

小規模企業共済制度は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

[ゆとり] のために。

- ●全国で約130万人以上の経営者が加入
- ●掛金は全額所得控除
- ●無理のない掛金 月額1,000 円~ 70,000 円の範囲で自由に選択
- ●共済金の受取は一括・分割・併用の3タイプ
- ●受取り時にも**税制面**での大きなメリット
- ●災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能
- ■加入できる方:常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業 主、個人事業主に属する共同経営者および法人役員の方

サラリーマンの方は、兼業で不動産賃貸業を営む個人事業主・会社等役員・共同経 営者の地位であってもご加入できません。

お問合せ先:函館商工会議所 経営支援課 Tal 23-1181

個別専門相談ご案内 無料 相談は事前予約制となっておりますので、電話23-1181にご予約願います。



金融個別相談

低利な融資制度についてのご相談 実施日/4月15日(水) 10:00~12:00 相談員/日本政策金融公庫函館支店 国民生活事業担当者

保証協会個別相談

信用保証制度についてのご相談 実施日/5月12日以 10:00~16:00 相談員/北海道信用保証協会 函館支店担当者

発明相談

特許・商標などの出願・活用についてのご相談 実施日/4月22日(水) 11:00~16:00 相談員/英知国際特許事務所 所属弁理士 北海道知財総合支援窓口 担当者

経営相談

経営上の様々な課題についてのご相談 実施日/5月13日(水) 13:00~16:00 相談員/公認会計士 鎌田 直善氏

法律相談

法律に関わるお悩みごとについてのご相談 実施日/4月24日 13:00~16:00 相談員/弁護士 堀田 剛史氏

IT相談

生産性向上に向けたITの導入・活用についてのご相談 実施日/5月14日休 13:00~16:00 相談員/情報処理安全確保支援士 大江 美帆氏 ITアドバイザー



(型) 発明・商標相談

毎月第4水曜日 13:00~16:00 函館商工会議所にて(9月及び1月を除く)

函館の皆様と共に50年 私たちが皆様からのご相談にお答えします

特許業務法人英知国際特許事務所

所長弁理士 岩﨑 孝治 所長代理弁理士 七條 耕司 副所長弁理士 郡山 順 意匠部長弁理士 関口 剛 商標部長弁理士 岩崎 良子 国際部長弁理士 田口 滋子 弁理士 鈴木 康裕 弁理士 紀田 馨 特別顧問弁理士 細井 貞行 管理部長 菅野 公則 特別顧問 岡本 清秀 (日本ライセンス協会 元会長)

> 【東京本部】 〒112-OO11 東京都文京区千石 4-45-13 Tal: 03-3946-0531(代) Fax: 03-3946-4340 【赤坂サテライト(商標部門)】 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-21 Ta: 03-6206-6479 Fax: 03-6206-6480

【帯広・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部】 http://www.eichi-patent.jp

トレンド通信

「オンリーワンまで 振り切ってとがらせる勇気を l

地域資源を活用したものづくりで、よくあるのがご 当地食材を使った調味料や副食材です。ドレッシング やスパイス、調味塩、ごはんのお供のたぐいです。農 産物の6次産業化といえば調味料というくらい、全国 で数え切れないほど多くの調味料やドレッシングがつ くられています。

こうした商品は、食卓の上でメインとなる食品ではなく、あくまでも脇役でありながら、ライバルが非常に多いジャンルです。ともすれば同じ地域で同じ素材を使った類似商品が多数あります。

私もいろいろな地域でこうした商品に取り組む事業者さんの相談を受けたことがあります。ちょっと変な話ですが、皆さん「きちんとおいしいもの」をつくろうとして、その結果バランスの取れた、別の言い方をすれば目立った特徴のない商品に仕上げてしまいがちです。

もともと競合の多いジャンルですから、これではい くらおいしくても、消費者がそれを選ぶ理由が弱いの です。あまたある競合の中からあえて選ばれるには、 バランスを取って何となくおいしいものをつくるより も、目立った特徴があり、それを誰かに語りたくなる ほどとがったイビツな商品であることの方が望ましい のです。

例えば、「日本一辛いトウガラシを使った○○」と か「日本一ねばりの強い納豆味の○○」といった具合 です。

新潟の亀田製菓がつくっている「ハッピーターン」という商品をご存じでしょうか。コンビニやスーパーで売られているスナック菓子の代表的なロングセラー商品です。俵型のせんべいに独特の味がする洋風の調味粉をまぶしたものです。

以前、取材で製造工場の中まで見せていただいたことがあります。面白かったのは、味を決めている"魔法の粉"の濃度を2倍、2.5倍に増量した商品を投入してヒットさせたことです。開発担当者に「それなら3倍、4倍に増やした商品はどうですか?」と聞いたら、「これ以上調味粉を入れると塩辛くて食べられないから」と言っていました。つまり、あえて特徴を付けるために「食べられる限界まで」味を濃くしてみた、というわけです。

先日テレビで見かけた長野県のサンクゼールが展開する「久世福商店」の商品開発にも似たような視点があると思いました。地方に埋もれた「良いものだけどあと一歩」の商品を発掘しては、それが持つ長所や面白い点を「これでもか」と強調するようにブラッシュアップし、特徴ある商品に育てて全国デビューさせていました。

「良いものなのになぜ売れない」と嘆くなら、何となくバランスの良いものよりも、2番でなく1番を目指してとことんとがった商品に変身できないか考えてみるのも一つの戦略だと思います。

日経BP社「日経ビジネス」シニアエディター渡辺 和博



渡辺 和博/わたなべ・かずひろ

1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。全国各地のものづくり企業、自治体、地域商社やDMOなどを取材、地域に持続的に稼げるビジネスをつくることをテーマにした著書『地方発ヒットを生む逆算発想のものづくり』がある。全国の商工会議所などで地域活性化や名産品開発を支援する講演などを実施している。



能文堂印刷株式会社

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号
TEL(0138)53-2231代) FAX(0138)53-4355
URL:http://www.ryubun-do.co.jp/ E-mail:info@ryubun-do.co.jp

羽ばたかせますあなたのイメージ。

見守るクルマの保険プラス



安全運転を進化させる保険。

ぶつからない技術。自動運転技術。クルマの安全技術は日々進化している。では、人の安全運転はどうだろう。保険にできることはなんだろう。 TOUGH見守るクルマの保険プラスは、最新のテレマティクス技術であなたの運転を見守り、アドバイスを送る。だから、安全運転に磨きが かかる。運転スコアに応じて、次のご契約時の保険料を割り引く。だから、安全運転への意識が高まる。万が一には24時間365日、ドライブ レコーダーを活用した高度な事故対応もできる。クルマと人と保険と、交通事故のない社会へ踏み出そう。安全運転を、言葉で終わらせない。 🍏 見守るクルマの保険プラス



あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

北海道支店 函館支社 〒040-0063 北海道函館市若松町 14-10 函館ツインタワー 8 階 ☎0138-26-2200



二八









Honda Cars 南北海道



TEL(0138)87-8888(代)

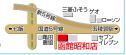
函館亀田店

TEL(0138)45-1401(代)

函館市亀田町6番32号



函館昭和店 函館市昭和4丁目36番22号 TEL(0138)42-8888(代)



4市14拠点による 信頼のネットワーク 新車拠点

函館産業通店・函館昭和店・函館亀田店 北斗大野新道店・室蘭中島店・室蘭西店
苫小牧三光店・苫小牧新中野店・苫小牧日の出店

中古車拠点

Honda U-Select函館・ホンダカーランド店 Honda II-Select室蘭 Honda II-Select芝小牧



北斗市追分2丁目16番3号 TEL(0138)49-1401(代)



★価格は消費税10%込みの価格です。消費税以外の税金・保険料・登録時に伴う諸費用・リサイクル料金は別途申し受けます。 はしくは武器スタッフまでお問い合わせください。●乗両本体のみでも購入できます。●乗両本体価緒には応急パンク修理キット標準工具・シャッキが含まれます。

軽四輪自動車にも保管場所が必要です

(購読料は会費に含まれます)